

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 461 号）

〔産業廃棄物に係る法人文書部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和 7 年 10 月 28 日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った部分公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和 4 年 12 月 8 日、本件請求者は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

○○市に在る、法人 A の産業廃棄物関係の書類全て

2 令和 4 年 12 月 19 日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書のうち、「（起案文書）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について（令和 3 年 4 月 19 日施行分）」（以下「本件行政文書」という。）に第三者である審査請求人に関する情報が記録されていたことから、条例第 17 条第 1 項の規定に基づき意見書提出の機会を付与するため、審査請求人に対して意見書の提出依頼書を送付した。併せて、同日、第三者に対する意見照会を行うことを理由として、本件請求者に対し、本件請求に対する決定について、条例第 14 条第 2 項の規定により延長後の期限を令和 5 年 1 月 6 日とする決定期間延長通知書を送付した。

3 令和 4 年 12 月 26 日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書の公開に反対しない旨の意見書を提出した。

4 令和 5 年 1 月 6 日、実施機関は、条例第 13 条第 1 項の規定により、本件請求について、対象となる行政文書を特定の上、部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、根拠条文及び公開しない理由を付して、本件請求者に通知した。

審査請求人からは、事前に本件行政文書の公開に反対しない趣旨の意見書の提出がなされていたため、同日、実施機関は、大阪府情報公開条例施行規則（平成 12 年大阪府規則第 226 号）第 3 条第 2 項の規定により、本件決定を行った旨及び公開することと決定した文書に係る内容並びに公開を実施する日時を次のとおり付して、第三者である審査請求人に通知した。

（1）公開することと決定した行政文書の名称

（起案文書）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について（令和 3 年 4 月 19 日施行分）

（2）公開することと決定した行政文書に記録されているあなたの情報の内容

上記行政文書のうち公開しないことと決定した部分（個人の氏名（法人役員（産業廃棄物の排出事業者、処理業者）を除く）、取引先の名称（産業廃棄物の排出事業者、処理業者を除く））を除く部分

（3）公開を実施する日時

令和5年1月23日以降で請求者と別途調整する日

5 審査請求人は、上記3の意見書において公開に反対する意見がなかったものの、令和5年1月19日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

- (1) 意見書の提出依頼書を受け取って、提出期限まで約1週間の短期間であった。
- (2) 情報公開請求を行っている未確認者が、何を意図として公開請求しているのか分からず不当に当社の競争上の地位や正当な利益が害されるおそれがある。
- (3) 本件に関し当社は被害者であるが、取引先に迷惑をかけることになりかねない。
- (4) 以上の点から、本件決定の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

2 反論書における主張

(1) 反論の内容

ア 条例解釈運用基準第17条の〔運用〕において、「(5)意見書の提出期限」は、「通知書到達後1週間を目途として、意見書の提出期限を記入する。」とされている。本件においては、令和4年12月19日付けで審査請求人に発出した意見書の提出期限は同年12月28日とされている。これは、〔運用〕に従った提出期限の設定であり、妥当である。

イ しかしながら、弁護士でもない一般人が、条例解釈運用基準第17条で1週間の目途というのは、普通は分からぬものであり、産業廃棄物を取り扱う当社は、年末の一番業務多忙時であった。同月半ば過ぎは、日本の風習である大掃除が各家庭・会社等で行われ、また、同月28日御用納めもあり、かつ、コロナ禍による人材不足の多忙時であろうが、廃棄物処理を適正に行うため業務に没頭しており、意見書に対して適正な判断をする時間が無かつたものである。

ウ また、条例第8条第1項第1号に該当しないことについて、令和5年2月10日付け産指第1801号の弁明書 第3弁明の理由(2)ア・イ・ウの理由により該当しないと認められる。その考え方は、大阪府情報公開審査会答申（平成22年6月7日大公審答申第188号）においても示されているところである。

エ しかしながら、平成22年度に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正が行われ、翌年4月1日より改正法が施行され、その後も改正が行われてきた。産業廃棄物処理業界は規制緩和を言われる中、環境問題と密接な係わりがあること、労働条件が厳しい傾向にあることなどから、迷惑施設として反対を受けがちなのが現状である。当初、「弊社は名義を勝手に使用された被害者」として情報公開に反対しないものとして返答したものの、情報公開請求を行っている人物が特定できず、また社会的に「人口減少」、「ストック型社会への転換」で、今後の廃棄物発生量の減少がもたらす業界内の競争

の激化による安直な価格競争をもたらしかねない。また、産業廃棄物処理業は、地方自治体による許認可が必要な業種である。

しかし、事業者の乱立を回避し、適切な事業者数を維持する趣旨から、許認可が簡単に下りないケースも多くある。そのような状況下で、大手業者による事業エリア拡大のためのM&Aで、買い手が会社に紐づいた許可を取得することを目的としたM&Aを行うケースも少くない。事実、当社にはM&Aを行う会社から郵便物や電話がよくかかってきている。そのほか、平成30年1月からは中国への資源ごみの輸出ができなくなった。そのような状況下において、当社は特定施設である産業廃棄物の埋立最終処分場及び焼却施設を有しており、その許可を目的とした買収を虎視眈々と狙っている同業他社は少なくない。根も葉もない風評を流し、当社の競争上の地位や正当な利益が害されるおそれがある。そのことは、取引先企業にとっても、当社が置かれている立場と同様に考えられる。

当社は、地域社会と連携、雇用の創出等を行い地域社会の構築に貢献できるように日々努力をしている。そして、産業廃棄物処理業の社会的地位を向上させ、循環型社会の構築を進めていく。

(2) 結論

以上から「反論書」の内容イ及びエにより公開請求に対して反論するものである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

本件審査請求は、以下に述べるとおり、理由がないことから、速やかに棄却されるべきである。

(1) 第四の1 (1) について

条例解釈運用基準第17条の〔運用〕において、「(5) 意見書の提出期限」は、「通知書到達後1週間程度を目途として、意見書の提出期限を記入する。」とされている。本件においては、令和4年12月19日付けで審査請求人に発出した意見書の提出依頼書が、同年12月20日に審査請求人に到達していることを確認しており、意見書の提出期限は同年12月28日としている。これは、〔運用〕に従った提出期限の設定であり、妥当である。

(2) 第四の1 (2) 及び (3) について

以下の理由から、本件行政文書に係る情報のうち、産業廃棄物の処理に係る排出事業者及び産業廃棄物処理業者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）に関する情報については、条例第8条第1項第1号に該当しないと判断する。

ア 条例第8条第1項第1号について

条例第8条第1項は、同項各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると定めているところ、同項第1号では、「法人…その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報…であって、公にすることにより、当該法人等…の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を「公開しないことができる行政文書」としている。

本号の趣旨は、法人等及び事業を営む個人（以下「事業者」という。）の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他の事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるとするものである。

また、本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、公開されることにより、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうと解されるが、これらの具体的な判断に当たっては、当該情報の内容のみでなく、事業者の性格、事業活動における当該情報の位置づけ等にも十分留意しつつ、慎重に判断する必要がある。

イ 条例第8条第1項第1号に該当しないことについて

（ア）産業廃棄物処理業の性質及び産業廃棄物処理業を取り巻く社会状況について

産業廃棄物処理業は、現代社会において不可欠な事業であり、その運営態様によっては周辺住民の健康、周辺の生活環境、自然環境に影響を与えるおそれがあることから、その事業活動に関する情報については、できる限り情報公開が求められているところである。

特に、産業廃棄物処理業における産業廃棄物の種類、処分量、取引相手等の情報は、産業廃棄物処理業の運営の態様に密接に関わる情報であることから、周辺住民の健康上の不安を取り除くためにも公開することが強く要請されている情報であると認められる。

（イ）廃棄物処理法の趣旨について

廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制や適正処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的としており、近年、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止する必要性から、数次にわたる改正がなされ、事業者責任の強化、規制の厳格化等の措置が講じられているところである。

具体的には、排出事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務（廃棄物処理法第3条第1項）、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努める責務（廃棄物処理法第12条第5項及び第7項）が規定され、また、産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者においては、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う責務（廃棄物処理法第14条第12項）が規定されており、当該基準に適合しない処分が行われた場合には廃棄物処理法第19条の5第1項第1号の規定による措置命令の対象となり得るなど、産業廃棄物の処理を適正に行う責務が産業廃棄物処理業者等には課されている。そして、これらに違反した場合には、罰則等も規定されている。

（ウ）産業廃棄物処理業者等に関する情報が条例第8条第1項第1号に該当するか否かについて

上記（ア）、（イ）で述べたところの産業廃棄物処理業の事業の性格等を総合的に勘案すると、本件行政文書に係る情報のうち、産業廃棄物処理業者等に関する情報は、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の定めにより規律が守られている事業に関する情報であり、事業を行うに当たっては、周辺住民に及ぼす影響から事業に関する情報を広く提供し、事業への理

解を求めることが要請されることから、一般的な企業の取引先情報とは異なるものと考えられる。

これらの情報を公開されることにより生じる不利益は、廃棄物処理法に基づく制約の下で営業活動を行う産業廃棄物処理業者等としては、事業活動地域の特性や事情等にかかわらず、適正な処理を行うという責任を果たす上からも受け入れるべきものであり、本件行政文書に係る産業廃棄物処理業者等に関する情報は、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものとはいえないと考えられる。

これらの考え方は、大阪府情報公開審査会答申（平成 22 年 6 月 7 日大公審答申第 188 号）においても示されているところである。

以上のことから、当該情報は、条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当しないと認められる。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第 1 条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保証するという理念の下であっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第 8 条及び第 9 条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第 2 条第 1 項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第 8 条及び第 9 条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件行政文書について

実施機関は、審査請求人の記載がある本件行政文書として、令和 3 年 4 月 19 日に施行した起案文書「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について」を特定している。

本件行政文書は、法人 A が産業廃棄物の運搬に当たって、廃棄物処理法第 14 条第 6 項の許可を受けた審査請求人に委託したものの、実際は当該許可を受けていない法人 A 自らが運搬作業を行っていたため、実施機関が法第 18 条第 1 項の規定に基づき、二者に対して行った報告徴収（以下「本件事案」という。）に関する起案文書である。

本件行政文書には、事業者の名称及び所在地、代表者の氏名及び役職、事業者が受けた許可の内容、本件事案に係る詳細な経緯、実施機関が事業者に対して報告を求めた事項等（以下「本件係争情報」という。）が記載されている。

3 本件係争情報に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、産業廃棄物処理業者等は事業を行うに当たって、周辺住民へ及ぼす影響を考慮して情報を広く提供し、理解を求めることが要請されることから、本件係争情報は一般的な企業情報とは異なり、条例第8条第1項第1号には該当しないと主張する。

一方、審査請求人は、当社は本件事案における被害者であるにもかかわらず、本件係争情報が公表されると、当社の競争上の地位や正当な利益が害されるおそれがあると主張し、本件行政文書全ての非公開を求めていることから、以下検討する。

(1) 条例第8条第1項第1号について

事業を営む者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならぬという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業を営む者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

同号は、

ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。）その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」という。）を除く。）が記録されている行政文書を公開しないことができる旨定めている。

(2) 条例第8条第1項第1号該当性について

ア 本件行政文書は、実施機関が廃棄物処理法第18条第1項の規定に基づき行った報告徴収に関する起案文書（令和3年4月19日施行）であり、本件事案に関する事業者の名称及び所在地、代表者の氏名及び役職、事業者が受けた許可の内容、本件事案に係る詳細な経緯、実施機関が事業者に対して報告を求めた事項等が記載されているものであるから、(1)アの要件に該当する。

イ 次に、本件係争情報が(1)イの要件に該当するかどうか、以下検討する。

審査請求人は、本件事案の被害者であるにもかかわらず、本件係争情報が公開されると競争上の地位や正当な利益が害されるおそれがあると主張しており、これは条例第8条第1項第1号の該当性を主張しているものと解される。

過去の同種の事案については、実施機関が弁明書で述べたように、平成22年6月7日付け大公審答申第188号において、産業廃棄物処理業は、周辺住民の健康や環境に影響を与える可能性があるため、事業内容の情報公開が強く求められており、また、廃棄物処理法が定める排出事業者や処理業者の厳格な処理責任を果たす上で、取引先情報などの公開によって生じる不利益は、同法規制下での営業活動として受け入れるべきものとされているため、産業廃棄物処理業者等に関する情報は、一般的な企業の競争上の利益を害する情報とは異なり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものとはいえないとして、情報公開条例第8条第1項第1号の非公開事由には該当しないと判断されている。

本件行政文書の公開・非公開の判断に当たって、廃棄物処理法の趣旨及び過去の判断に照らして鑑みても、その考え方を変更する必要がある特段の事情は認められず、当該答申と同様の解釈・判断を適用することが妥当である。

本事案は、法人Aによる廃棄物処理法違反に起因し、審査請求人は本事案の関係者として廃棄物処理法第18条第1項に基づく報告徴収の対象となったものであり、(1)イの要件には該当しない。

ウ よって、本件係争情報は条例第8条第1項第1号に該当しない。なお、審査請求人はその他縷々主張しているが、本件決定に対する判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がなく「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

5 付言

実施機関は、本件決定を行うに当たって、条例第17条により審査請求人に対して意見の提出の機会を付与するため、令和4年12月19日に「意見書の提出依頼書」を発出し、提出期限を同月26日としていたが、審査請求人は、期限までに意見の内容を検討する余裕が無かったと主張している。

実施機関の主張のとおり、回答までの期間の設定については、条例解釈運用基準に「通知書到達後1週間程度を目途として」と記載があり、不適とは言えない。しかしながら、依頼書を発出した年末の時期は一般的に繁忙期であるから、相手方がその対応に苦慮することは容易に想像し得る。

本件請求は同月8日に受付されていることから、意見書の提出依頼をもう少し早期に行うこともできたと考えられ、やむを得ず年末の依頼となった場合でも電話での調整を図るなど、今後は状況に応じて適切に対応されたい。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、福島 力洋、島田 佳代子、西上 治